別紙

北海道八雲保健所への簡易専用水道検査（一般検査）依頼について

１　検査対象

水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が、10立法メートルを超えるもの（飲料水として使用するもの）。

２　依頼書様式

別紙第１号様式のとおり

３　検査手数料（１件あたり）

18,100円（北海道収入証紙）

４　検査内容

（１）簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査

（２）給水栓における水質の検査（臭気、味、色、濁り、残留塩素）

（３）書類検査（検査当日にご用意下さい）

（ア）簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

（イ）受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

（ウ）水槽の掃除の記録、その他の管理についての記録

５　検査年月日

依頼書を当室に提出いただき、別途協議の上、決定します。

６　依頼書提出先

〒049-3112

二海郡八雲町末広町120

北海道八雲保健所 生活衛生課 主査（環境衛生）